

長島町地域防災計画 (原子力災害対策編)

原子力災害避難計画

長 島 町
平成 2 5 年 1 0 月

目 次

第1章 総 則

第1節 基本的事項

1. 目 的	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 本計画の運用上の確認	1
4. 計画の範囲	1
5. 計画の修正	1

第2節 避難の基本的な考え方

1. 避難にあたっての基本的な考え方	2
2. 避難等の判断基準と対応	2
3. 計画の対象地域	3
4. 避難の手段	4
5. 避難等に関する情報の伝達	4

第2章 避難の実施

第1節 避難誘導

1. 避難先（避難所）の指定	6
2. コンクリート造建築物の活用	6
3. 輸送計画	7
4. 避難経路	8
5. 緊急集合場所の選定	8
6. 避難の確認	9

第2節 学校等の対応

1. 学校施設からの避難誘導	10
2. 学校等関係者の対応	10

第3節 災害時要援護者の避難支援等

1. 在宅災害時要援護者の避難支援	11
-------------------------	----

第4節 医療体制の確保

1. 避難所における救護所の設置	12
2. スクリーニングの実施	12

資料編

資料 1	防護措置の実施を判断するための基準	13
資料 2	UPZ圏地図	14
資料 3	広報文例（防災無線）	15
資料 4	広報例（車両による広報）	16
資料 5	避難経路図	17
資料 6	避難所周辺図	18
資料 7	緊急集合場所	19
資料 8	屋内退避	21

第1章 総 則

第1節 基本的事項

1. 目 的

国の原子力規制委員会が、原子力発電所が立地する地域において、事前に防護措置を重点的に行う地域として、「予防的防護措置を実施する地域（PAZ）」として、概ね5km圏内、「緊急時防護措置を準備する地域（UPZ）」として、概ね30km圏内としたことで、九州電力川内原子力発電所（以下、「川内原発」という。）から概ね30km圏内に位置する長島町でも、「原子力災害特別措置法」及び「原子力災害対策指針」に基づき、長島町地域防災計画において、「原子力災害対策編」として、原子力災害発生時の防護対策について定めたところである。

この計画は、長島町地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、川内原発において、「原子力災害対策特別措置法」に規定する特定事象、緊急事態宣言の発出等の緊急事態が発生した場合に、地域住民等の避難を迅速かつ的確に実施し、町民等の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

2. 計画の位置づけ

この計画は、長島町地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、川内原発で住民等に影響を及ぼす事故が発生した場合の、住民等の避難等について、必要な事項を定める。

3. 本計画の運用上の確認

川内原発の事故等の情報を早急かつ的確に収集し、国、県、九州電力とそれぞれ協議の上、必要に応じた段階的な避難体制により、町民等に混乱が生じないように配慮する。

4. 計画の範囲

この計画は、川内原発で緊急事態が発生した時から、原子力緊急事態解除宣言後の原子力災害中長期対策を開始するまでの範囲とする。

5. 計画の修正

この計画は、長島町地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しが行われた場合や新たな知見が得られた場合は、必要に応じてこれを修正する。

第2節 避難の基本的な考え方

1. 避難にあたっての基本的な考え方

- (1) 川内原発から概ね半径30km圏内の全住民等を重複なく、それぞれいずれかの施設に収容できるよう指定する。
- (2) いずれの住民等も、川内原発から遠ざかる方向に移動するように配慮する。
- (3) 住民に対する避難先での行政サービスの提供がスムーズに行うことが出来るよう、町内施設への避難を基本とし、現在の地域コミュニティを維持した避難場所を指定する。
- (4) 実際の運用にあたっては、川内原発における事故状況に応じ、国、県の実施する緊急時モニタリングの情報等により、本計画を柔軟に応用して対応する。

2. 避難等の判断基準と対応

川内原発において事故等が発生した際の避難等にあたっては、原子力規制委員会が示す判断基準（OIL）に基づき、国、県等と連携して適切に対応する。

(1) 原子力緊急事態宣言が発出されていない場合

国、県及び専門家と連携し、屋内退避等の実施準備を開始し、退避が必要となった場合は、退避の勧告等必要な応急対策を実施する。

(2) 原子力緊急事態宣言が発出された場合

- ・ 直ちに、UPZ圏内の住民等に、屋内退避の勧告を行い、住民等は、屋内退避を実施する。
- ・ 国、県の実施する環境モニタリング及び緊急時モニタリングの状況により、次のOILの指標に基づき、国（原子力現地災害対策本部）の指示により避難等の防護措置を実施する。

【防護措置の実施を判断する基準（避難等関係抜粋）】

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避させるための基準	地上1mでの線量率 $500\mu\text{Sv/h}$	数時間内に区域を特定し、避難等を実施

O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	皮膚からの数 c m での検出器の係数率 β線：40, 000cpm (1ヵ月後の値) β線：13, 000cpm	避難者のスクリーニング、除染
O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	地上1mでの線量率 20 μSv/h	生産物の摂取制限、1週間程度内に一時移転

〈防護措置の実施を判断するための基準：資料1〉

3. 計画の対象地域

本計画の対象とする地域は、次のとおりとする。

なお、原子力規制委員会の規定する「原子力災害対策指針」に基づく UPZ の範囲は、川内原発から概ね半径30kmの範囲としているが、地勢、地域の特性等を考慮し、次の地域を指定する。

(人口・世帯数：平成25年8月31日現在)

地 区 名	世帯数(世帯)	人口(人)	内要援護者数(人)
田 尻	121	301	13
火ノ浦	88	206	14
汐見	77	187	19
潟	40	95	7
広 野	57	112	8
合 計	383	901	61

〈対象地区地図：資料2〉

※ 対象地域に隣接する地区に立地する災害時要援護者関連施設(現在では、唐隈地区に立地する特別養護老人ホームあかね園 川内原発から半径32km)については、本計画を基に、「個別避難計画」を作成する。なお、当該施設についての防護措置の考え方は、本計画と同様とする。

4. 避難の手段

避難は、最適かつ実態に即した手段の組み合わせにより、確実かつ効率的な避難を行う。なお、避難手段は概ね次のとおりとするが、適宜見直しを行う。

避難手段	備 考
自家用車	原則として自家用車で避難する。所持していない方は、乗り合わせ等により避難する。
町バス (応援出動含む)	高齢者等自家用車が使用できない住民の避難に使用する。 災害時要援護者関連施設、小学校の避難に使用する。 自家用車が使用できない一時滞在者の避難に使用する。
福祉車両	災害時要援護者の避難に使用する。
消防車両	災害時要援護者、負傷者等に使用する。
自衛隊車両	救助の必要な場合、孤立化等の緊急時に、災害派遣を要請する。

5. 避難等に関する情報の伝達

(1) 情報の伝達手段

避難等に関する情報の伝達は、次の手段を用いて行う。

- ① 防災行政無線 〈広報文：資料3〉
- ② 加入電話（携帯電話）

地区名	公民館長名	電話番号	携帯電話番号
田 尻			
火ノ浦			
汐 見			
潟			
広 野			

- ③ 車両による広報 〈広報文：資料4〉

消防団車両による広報，在宅災害時要援護者への戸別訪問等

- ④ エリアメール
- ⑤ その他

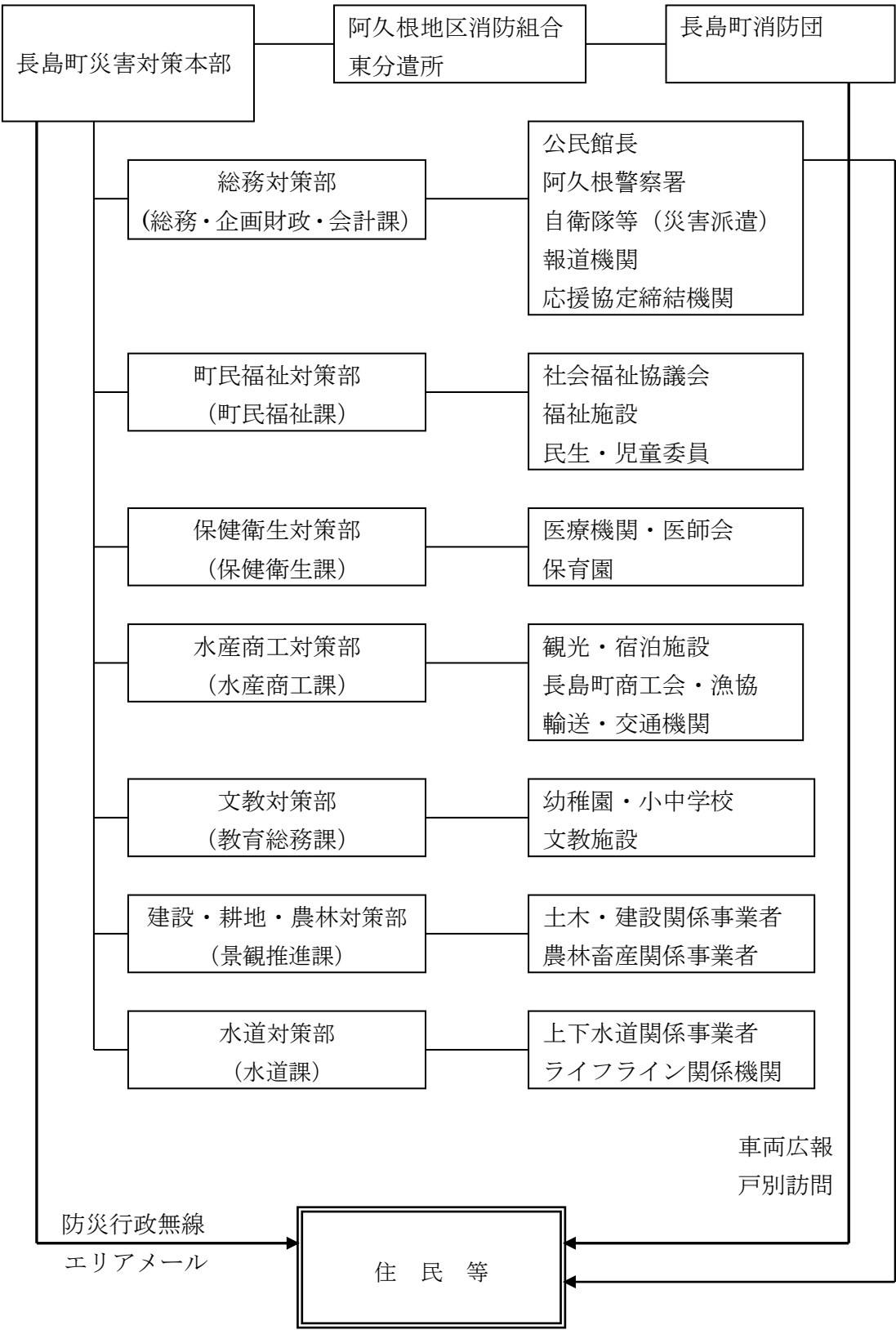
- ・ 一時滞在者等への伝達

長島町に一時滞在している観光客等への情報の伝達は、広報車での広報，防災行政無線，テレビ・ラジオ等のマスメディアを通じて実施する。

- ・ UPZ 圏外への情報の伝達

UPZ 圏外の住民等が，現状を十分把握できるよう，防災行政無線等を通じて情報を伝達する。

(2) 情報の伝達経路



第2章 避難の実施

第1節 避難誘導

1. 避難先（避難所）の指定

UPZ 圏内の住民等の避難先は、町内鷹巣地区とする。

また、避難先での行政サービスの提供、地域コミュニティの維持等を考慮し、避難所は次のとおり指定する。

【指定避難所】

平成25年8月31日現在

地区名 世帯・対象人員	避難所 住所・管理者	収容人員	駐車可能台数	備 考
田 尻 121世帯 301人	総合町民体育館 鷹巣 3653 町 長	970	150	
火ノ浦 88世帯 206人				
汐 見 77世帯 187人	鷹巣小学校 鷹巣 1890 学校長	230	100	
潟 40世帯 95人	鷹巣中学校 鷹巣 1607 学校長	320	100	
広 野 57世帯 112人				

※ 避難所は、必要に応じ適宜見直しを行う。

※ 駐車場は、施設駐車場に記載しているため、周辺の駐車可能スペース等の調査を実施すること。ただし、鷹巣地区は、災害派遣部隊のベースキャンプ地、支援物資の集積地、災害対策本部の所在地等になることから、駐車スペースの確保には配慮が必要となる。

2. コンクリート造建築物の活用

放射性物質による被ばくからの影響を軽減するため、木造の建築物よりもコンクリート造建築物が放射線の遮へい効果が優れていることから、避難する時間的余裕がない場合に、次の建物を一時コンクリート屋内退避場所として利用する。

【コンクリート屋内退避場所】

施設名	住所	管理者	備考
田尻小学校校舎	山門野 4538	学校長	
だんだん市場	山門野 4093	長島町長	
汐見小学校校舎	下山門野 1823	学校長	
汐見公民館		公民館長	
潟公民館		公民館長	
広野公民館		公民館長	
特別養護老人ホームあかね園	城川内 2331-8	園 長	圏外直近

3. 輸送計画

避難の手段は、原則として自家用車での避難とするが、自家用車での避難が困難な高齢者等、災害時要援護者、田尻・汐見小学校の児童・教職員及び一時滞在者等の避難は、町の準備する車両で各避難所まで避難する。

【町車両による輸送計画】

区 分	台 数	輸送人員	摘 要
町バス			
マイクロバス（指江）	1	1 5	汐見小学校児童・職員
中型バス	1	3 0	田尻小学校児童・職員
マイクロバス（鷹巣）	1	2 0	火ノ浦地区
民間バス			
長島観光	1	3 0	潟・広野地区
長島観光	1	2 0	汐見地区
長島観光	1	2 0	田尻東地区
南国交通	1	2 0	田尻西地区
公用車			
ワゴン車	2	2 0	高齢者の緊急集合場所へ
普通車（指江）	5	2 0	の移動に使用
普通車	1 0	2 0	避難の先導
消防車両			
消防団車両	1 0	2 5	災害時要援護者の搬送

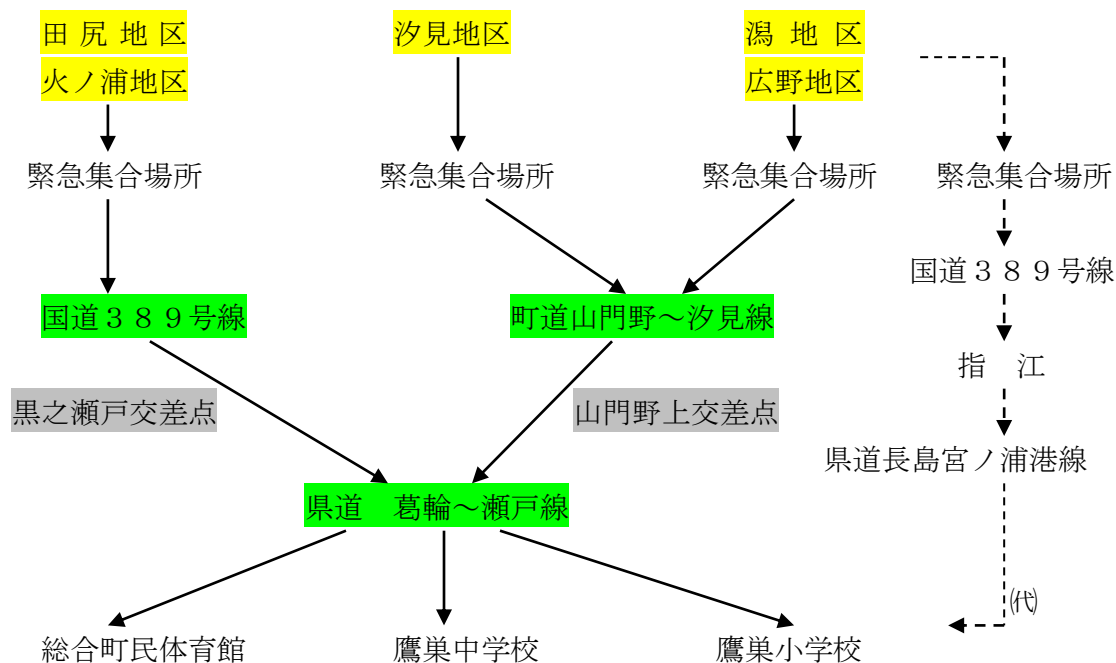
※ 小学校が休みの場合は、民間バスの運行計画を、町バス（マイクロ：田尻地区、中型：汐見・潟・広野地区）で運行する。

※ 避難の輸送は、多数の車両が避難対象地域等に集中することが想定されるため、避難の優先順位、道路状況、車両の運転手の手配、ピストン輸送の実施等を勘案し、事前に阿久根警察署と協議し、実施する。

4. 避難経路

〈避難経路図：資料5〉

UPZ 内の住民等が UPZ 外の避難先への避難（輸送）経路は、次のとおりとする。



代は、何らかの事由により、県道葛輪～瀬戸線が通行不可能な場合の代替ルート

5. 緊急集合場所の選定

避難対象地域の住民等は、避難状況の確認、渋滞の緩和等のため、避難指示が発令された場合は、あらかじめ定めた緊急集合場所に集合し、地域毎で避難する。

自家用車による避難が困難な高齢者等のバスによる避難も、緊急集合場所から乗車するものとする。

【緊急集合場所】

田尻東地区	田尻小学校
田尻西地区	田尻公民館
火ノ浦地区	火ノ浦公民館
汐見地区	汐見小学校
潟地区	潟公民館
広野地区	ちびっこ広場

※ 緊急集合場所は、自家用車避難する住民等が多数、容易に進入できる場所で、町バス等が接続可能な場所を選定する。

※ 緊急集合場所は、必要に応じ適宜見直しを行う。

6. 避難の確認

避難対象地域の住民等の避難誘導、避難完了の確認は、次の要領によるものとする。

(1) 消防・警察との連携

町は、避難指示を発令する段階で、阿久根警察署と連携し、交通規制の場所、規制予定時刻、避難対象地域の確認等を調整するとともに、阿久根地区消防組合阿久根消防署東分遣所（以下、「東分遣所」という。）に対して、避難対象地域への避難指示の発令に関する広報等を要請する。

また、避難指示発令の連絡を受けた東分遣所は、直ちに長島町消防団の災害出動（第三配備）体制を確立し、指示発令等の広報活動を行うよう要請する。

広報文等は、事前に対象地区を管轄する消防団に配備しておく。

(2) 地域・消防団との連携

町は、避難対象地域にあらかじめ指定した職員（以下、「避難担当職員」という。）を緊急集合場所等に派遣し、対象地域の公民館長、民生委員及び消防団員と連携し、自家用車避難の住民を確認するとともに、バスによる避難者を把握するなど、避難住民の氏名、世帯構成等人員を確認する。

(3) 自家用車での避難について

町は、平常時から公民館毎の避難方法と緊急集合場所の周知徹底を図るとともに、避難所・避難経路を見直した際には、速やかに対象地区の住民等に周知を行う。

また、自家用車で避難する住民等が多数想定されるため、緊急避難場所等の周辺での駐車場を事前に確保しておく。

避難指示が出された段階で、自家用車で避難する住民等は、緊急集合場所に集合し、当該公民館長（あるいは、緊急避難場所に避難誘導のために待機している避難担当職員、消防団員等）へ氏名、世帯人数を申し出るとともに、町の用意したバス等とともに避難所へ避難する。

(4) バス等での避難について

自家用車で避難することができない住民等は、緊急集合場所に集合し（災害時要援護者は、住民や消防団等の支援で集合する。）、町の準備したバス等で避難所に避難する。その際、バス乗車時に、避難担当職員により氏名等を確認する。

(5) 避難対象地域の避難完了の確認

避難担当職員と消防団員で班を編成し、対象地域を戸別訪問し、一戸ずつ避難の有無を確認する。

対象地区住民等の避難状況が未確認の場合は、「避難者リスト」に基づき、公民館長及び避難所担当職員に引継ぎ、安否確認を引き続き行う。

(6) 避難完了の報告

避難担当職員は、避難の確認を完了したあと、災害対策本部へ「避難完了」を報告する。報告を受けた災害対策本部は、東分遣所及び阿久根警察署に避難の完了を通報する。

第2節 学校等の対応

1. 学校施設からの避難誘導

在校中において原子力災害が発生し、避難指示が出されたときは、各小学校と連絡調整の上、児童・学校関係者を一旦避難所までバス輸送し、その後、状況に応じて、避難所で保護者に引き渡す。

【UPZ 圏内の学校施設】

施設名	所在地	電話番号	備考
田尻小学校	長島町山門野 4 5 8 3	8 7 - 0 6 0 5	
汐見小学校	長島町下山門野 1 8 2 3	8 8 - 5 3 7 0	

2. 学校等関係者の対応

在学中において、原子力災害が発生した場合、学校長は、災害対策本部及び教育委員会からの情報提供と指示に基づき、児童及び教職員の安全確保を図るため、教職員への事故状況の周知徹底、児童数の確認、保護者への連絡等を優先して行う。

災害対策本部から、屋内退避等の指示が合った場合は、学校長は、児童及び教職員を校舎から外出させない措置をとり、災害対策本部への状況報告の上、児童の帰宅は、別に指示があるまで学校に待機させる。

児童が在宅中の場合は、自宅、地域の避難行動をとる。

(1) 第10条事象の通報があったとき

- ・ 対策本部体制の設置の通報及び災害対策本部からの情報伝達を行う
- ・ 児童及び教職員など関係者の確認を行う
- ・ 保護者連絡を除き、緊急でない電話の通話は控える
- ・ 防災無線、テレビ、ラジオ、インターネット等による情報を収集する
- ・ 町と連絡調整し、状況に応じて、保護者に迎えを依頼の上、児童の帰宅措置をとる

(2) 屋内退避の指示が発令されたとき

- ・ 教室などの校舎内に退避させる
- ・ 洗顔、うがい、手洗いをさせる
- ・ ドア、窓は閉め、換気扇は止める
- ・ 児童及び教職員等の安否及び屋内退避完了を確認する
- ・ 保護者に連絡する
- ・ 災害対策本部と連絡調整し、状況に応じて、保護者に連絡の上、町バス下校による自宅退避に移行する。

(3) 避難指示が発令されたとき

- ・ 災害対策本部から避難指示の連絡をする
- ・ 災害対策本部が手配したバス等に乗車させ、学校毎に避難所へ輸送する。
- ・ マスク、帽子、上着等を着用し、肌の露出が極力ないように、児童及び教職員等に指示する
- ・ 児童及び教職員等の安否及び避難完了を確認する
- ・ 状況に応じて、緊急集合場所、避難所で保護者に引き渡す

第3節 災害時要援護者の避難支援等

1. 在宅災害時要援護者の避難支援

「長島町災害時要援護者支援プラン」に基づき、情報伝達体制、避難支援体制を整備し、要援護者の避難を支援する。

特に、在宅の要援護者の避難誘導は、そのときの周囲の状況や要援護者の状態によって避難時の支援の度合いが異なるため柔軟に対応する必要があることから、町が、避難指示を出す段階で、町民福祉対策部と総務対策部及び保健衛生対策部は、輸送計画などの調整を行い、また、情報を共有する消防団、民生委員及び社会福祉協議会等と連絡を密にし、避難支援の協力を要請し、必要な人員や輸送手段の確保に努める。

(1) 避難支援の方法及び避難先

- ① 介助があれば自力歩行可能な要援護者は、原則としてバスで輸送する。

避難先は、原則として一般の避難所とするが、認知症等により集団での生活が困難な要援護者は、町内福祉施設等とする。

- ② 車椅子又は寝たきりの要援護者は、福祉車両、消防団車両等で輸送する。

避難先は、町内福祉施設等とする。

- ③ 人工呼吸器装着、在宅酸素療法を受けている要援護者は、必要に応じ救急車等で医療機関に搬送する。

避難先は、要援護者搬送病院とする。

(2) 避難先

- ① 受入れ可能な福祉施設

◇ 長島町保健福祉センター	鷹巣 1 6 5 1 - 1	8 6 - 2 3 3 1
◇ 特別養護老人ホーム桃源郷	鷹巣 7 4 0 - 2	8 6 - 1 0 0 0
◇ 養護老人ホーム長生園	指江 7 5 6 - 2	8 8 - 5 1 1 6

- ② 要援護者搬送病院

◇ 鷹巣診療所	鷹巣 1 8 1 4	8 6 - 0 0 5 4
---------	------------	---------------

第4節 医療体制の確保

1. 避難所における救護所の設置

(1) 初動期

町は、県等の関係機関と連携し、避難所に避難してきた住人のために、救護所を設置し、スクリーニング及び簡易な除染、行動の調査及び説明を行い、被ばくと放射性物質による汚染の有無を調べ、医療機関への搬送決定等を行う。

なお、原則として、避難者全員に救護所の通過を義務付け、その設置場所、実施体制等については、県の指示を受ける。

(2) 安定期

避難生活が長期化する場合には、継続した治療が必要な住民や、常備薬を服用している住民等を把握し、医療機関等の協力を得て、避難所の巡回検診を実施するなど、避難者が適切な診療を受けることができるよう環境を整える。

また、北薩地域振興局保健福祉環境部等と連携し、保健師や栄養士、介護福祉士など福祉有資格者を各避難所に派遣し、避難者の健康管理や心のケアを行う。

2. スクリーニングの実施

原子力災害の際に放射能汚染の検査や、これに伴う医学的検査を必要とする事態が生じた場合は、救護所において、国の緊急被ばく医療チームの協力を得て、県等の関係機関により、スクリーニングを実施する。

スクリーニングにより、被ばくの可能性があると判断される場合には、指定された被ばく医療機関に搬送するものとする。

【初動期救護所】

川床中学校体育館	長島町川床 1 1 4 4	8 7 - 0 1 3 6
----------	---------------	---------------

※ 川床中学校就学中に救護所を開設する場合は、川床中学校に対し、屋内退避を指示する。

【県内被ばく医療機関】

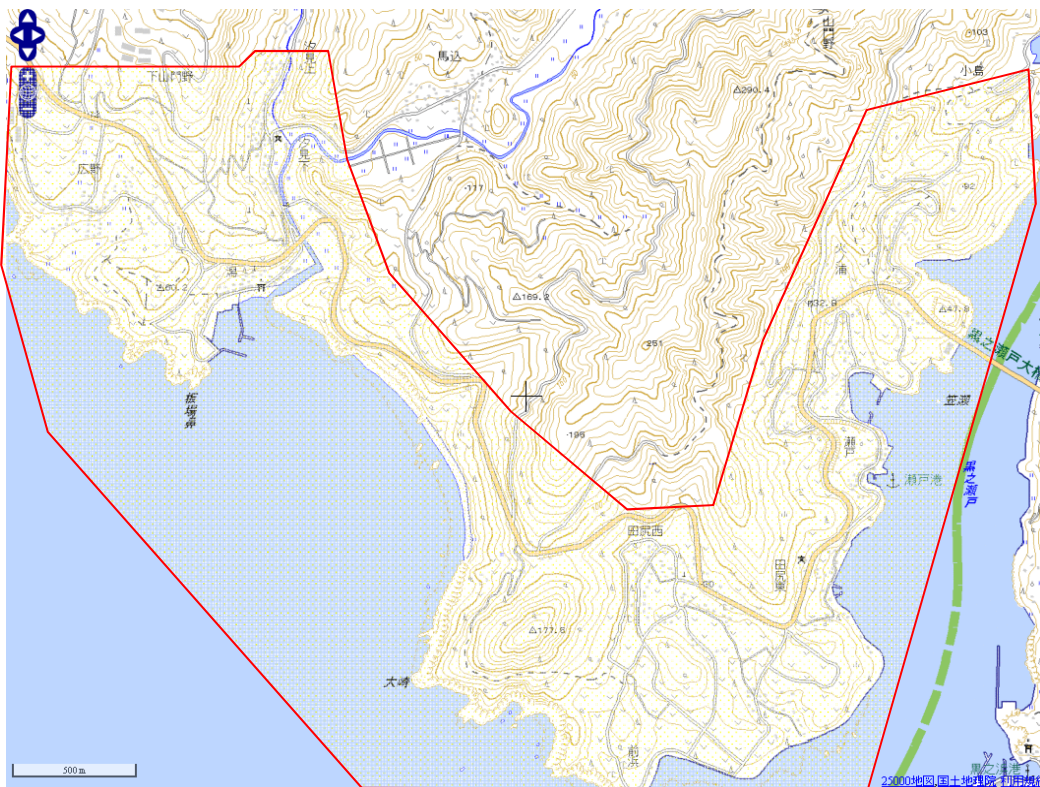
鹿児島大学病院	鹿児島市桜ヶ丘 8 丁目 3 5 - 1	0 9 9 - 2 7 5 - 5 1 1 1
済生会川内病院	薩摩川内市原田町 2 - 4 6	0 9 9 6 - 2 3 - 5 2 2 1

資料 1 防護措置の実施を判断するための基準

	基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL 1	地表面から放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避させるための基準	地上1 mでの空間放射線量率 500 μ Sv/h			数時間内に区域を特定し、避難等を実施
	OIL 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	皮膚から数 cm での検出器の係数率 β 線：40,000 cpm β 線：13,000 cpm (1ヵ月後の数値)			避難者のスクリーニング、除染
早期防護措置	OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、知いゝ生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	地上1 mでの空間放射線量率 20 μ Sv/h			生産物の摂取制限、1週間程度内に一時移転
飲食物摂取制限	飲食物のスクリーニング基準	OIL 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	地上1 mでの空間放射線量率 0.5 μ Sv/h			数日内に飲食物中の放射性核種濃度を実施
	OIL 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、他	基準を超えるものは摂取制限
			ヨウ素	300 Bq/kg	2,000 Bq/kg	
			セシウム	200 Bq/kg	500 Bq/kg	
			プルトニウム、超U元素 α 核種	1 Bq/kg	10 Bq/kg	
			U	20 Bq/kg	100 Bq/kg	

※ 初期設定値とは、緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種構成が明確になった時点で必要な場合には、OILの初期設定値は、改定される。

資料 2 UPZ圏地図



資料 3 広報文例（防災無線）

【屋内退避指示】

長島町災害対策本部からお知らせします。

災害対策本部では、次の地域の皆様に自宅などの屋内に退避していただくことに決定しました。

対象地区は、田尻、火ノ浦、汐見、潟、広野の5地区です。

対象地区の皆様は、今後の指示があるまで自宅などの屋内に入り、窓やドアを閉めて喚起を止めてください。

この地域の事業所、学校などの皆様は、帰宅または屋内に退避してください。

この地域に滞在している旅行者等の皆様は、区域外に退出または帰宅してください。

この区域の交通は規制されます。警察官や消防、対策本部職員の誘導・指示に従って区域外に退避してください。

そのほかの地区の皆様は、特別な対応は必要ありませんが、無用な外出は控えてください。

【一時移転指示】

長島町災害対策本部からお知らせします。

災害対策本部では、次の地域の皆様に避難指示を発令します。

対象地区は、田尻、火ノ浦、汐見、潟、広野の5地区です。

対象地区の皆様は、速やかに決められた緊急避難場所に集合してください。

避難先は、総合町民体育館です。

避難所へは、バスで移動します。

火の元や戸締りに注意して、持ち物は貴重品や着替えなどの最小限にして歩いてお集まりください。

あわてずに落ち着いて行動してください。

この地域に滞在している旅行者等は、区域外に退出または帰宅してください。

困ったことがありましたら、公民館長さんか長島町災害対策本部まで御連絡ください。

そのほかの地域の皆様は、今のところ避難の必要はありませんが、屋内退避の準備をし、無用な外出は控えてください。

資料 4 広報例（車両による広報）

【屋内退避指示】

こちらは、長島町消防団です。

災害対策本部から、〇〇地区に屋内退避指示が発令されました。

地域の皆様は、自宅などの屋内に退避し、ドアや窓を閉め、換気を止めて次の指示があるまで退避してください。

困ったことがありましたら、公民館長さんまたはお近くの消防団員にご連絡ください。

【避難指示】

こちらは、長島町消防団です。

災害対策本部から、〇〇地区に避難指示が発令されました。

地域の皆様は、バスで避難しますので、歩いて決められた緊急集合場所に集合してください。避難先は、長島町総合町民体育館です。

所持品は、貴重品と着替えなどの最低限にしてください。

徒歩で集合できない方は、公民館長さんか消防団員にご連絡ください。

資料 5 避難経路図



田尻・火ノ浦地区

国道389 ～ 県道葛輪瀬戸線 ～ 避難所

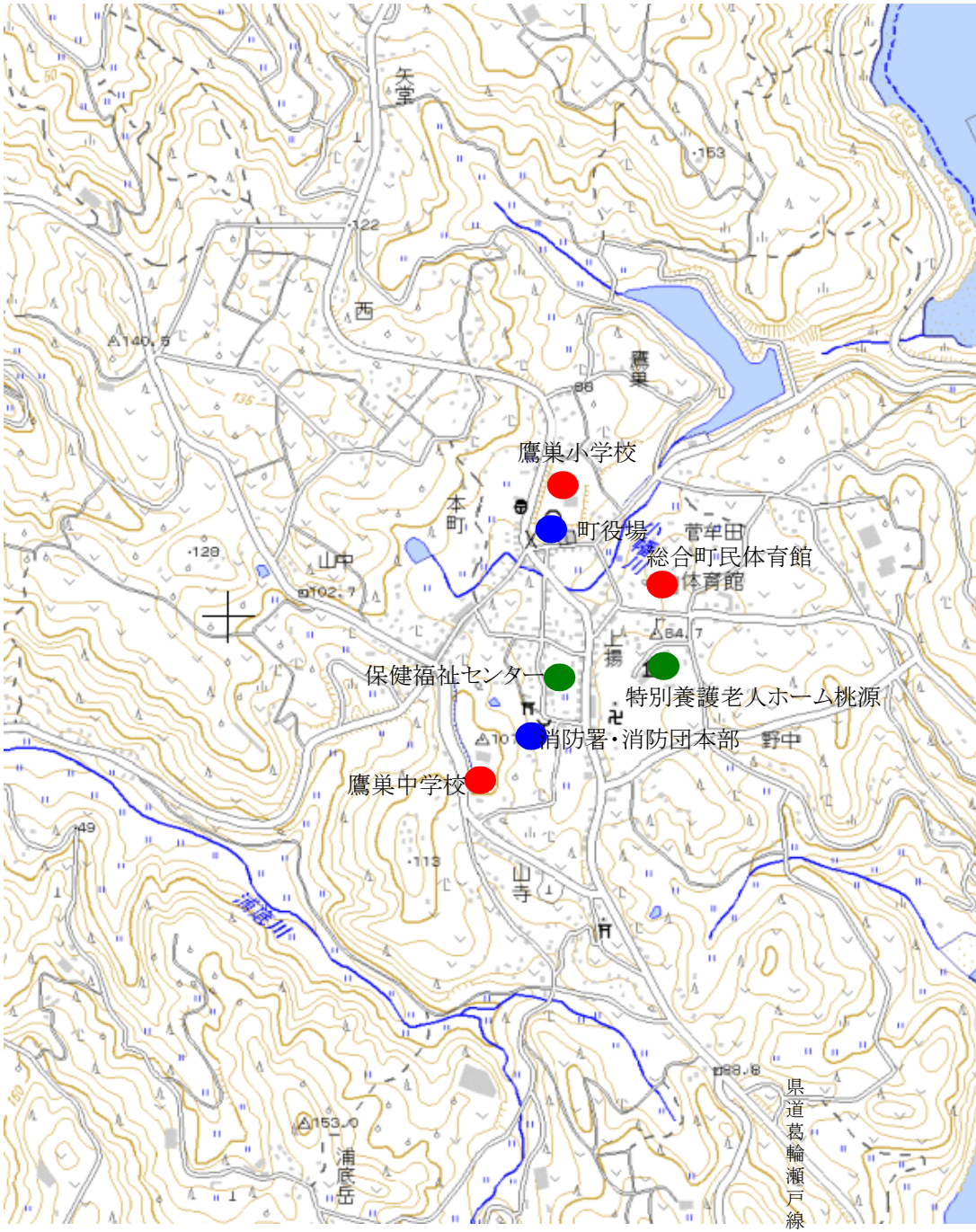
汐見・潟・広野

町道山門野汐見線 ～ 県道葛輪瀬戸線 ～ 避難所

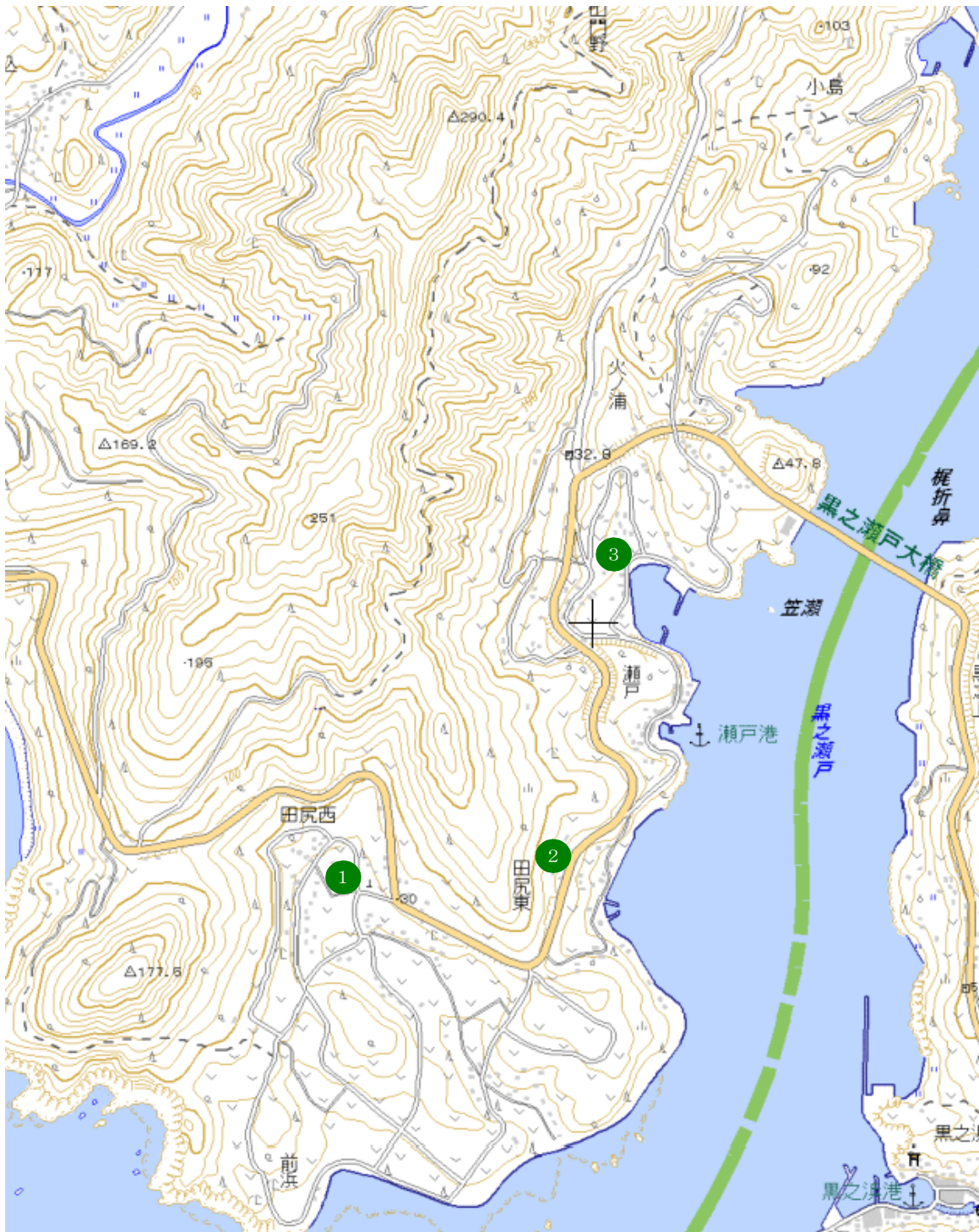
代替避難路

国道389号線 ～ 県道宮ノ浦小浜線 ～ 避難所

資料 6 避難所周辺図

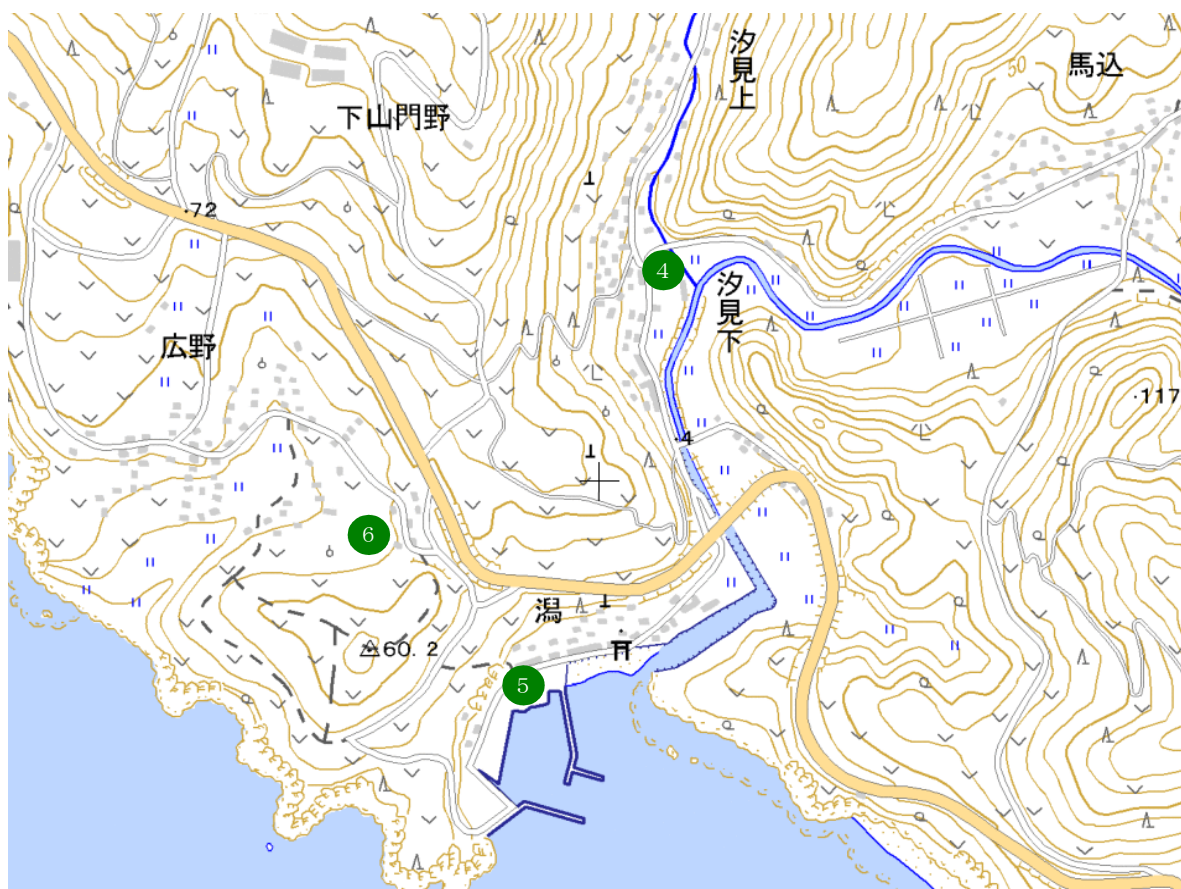


資料 7-1 緊急集合場所(田尻・火ノ浦地区)



- ① 田尻公民館
- ② 田尻小学校
- ③ 火ノ浦公民館

資料 7-2 緊急集合場所(汐見・潟・広野地区)



- ④ 汐見小学校
- ⑤ 潟公民館
- ⑥ 広野ちびっこ広場

屋 内 退 避

換気扇やエアコンを止め、ドアや窓を閉めましょう。

ペットは屋内に入れましょう。

情報に注意し、問い合わせの電話は控えましょう。

直ちに帰宅できない場合は、最寄りの公共施設などに入りましょう。

外から帰ってきたら手や顔を洗い、衣服を着替えましょう。着替えた衣類はビニール袋などに保管し、他の衣類と区別します。